

平成19年度の介護保険料額をお知らせします

65歳以上の方の平成19年度介護保険料額が昨年の所得金額等によって決定しました。

個人ごとの介護保険料額は6月中旬に通知しますので、詳しくはお手元に届く通知書をご覧ください。

保健課
☎ 09-3366

○ 65歳以上の方の保険料の決め方

保険料基準額（第4段階）とは…

保険料基準額（年額） = 神石高原町の介護サービス費用に必要な費用のうち19%
神石高原町の65歳以上人口

△ 所得段階別の計算方法

保険料段階	対象者	年額保険料	月額保険料
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者であって世帯全員が住民税非課税の方	24,960円	2,080円
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,960円	2,080円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税の方で第2段階に該当しない方	37,440円	3,120円
第4段階 (基準額)	本人は住民税非課税の方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	49,920円	4,160円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	62,400円	5,200円
第6段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	74,880円	6,240円

○ 65歳以上の方の保険料の納め方

納付方法は原則2種類に分かれています

	特別徴収（年金天引）	普通徴収（納付書）
老齢（退職）年金年額	18万円以上（月額15,000円以上）	18万円未満（月額15,000円未満）
納付方法	年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引きされます。	送付される納付書にもとづいて、介護保険料を神石高原町に個別に納めます。
備考	平成18年度より、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となりました。	納め忘れのない口座振替が便利で確実です。

保険料は原則として年金から納めていただいているが、年度の途中で65歳になったときは普通徴収となります。また、特別徴収（年金天引）は個人によって開始時期や金額が異なりますので、詳しくは保健課介護保険係にお問い合わせください。

○ 40歳から64歳の人の保険料額は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一緒に納めます。

保健課
☎89-3366

介護予防教室 開催のお知らせ

住み慣れた地域でうつむきも
いき立ちと暮らすために、介護
予防や健康づくりにつじて学ん
でみませんか。毎日自分で簡単
にできる体操の紹介やたしま
すので、お気軽にご参加ください。
申込みは不要です。動き幅
い服装でお越しください。



日 時	内 容	講 師	所 長
午後1時30分	三和公民館(大集会室)	介護予防のお話(介護 予防ラジオ体操(実技))	広島県介護予防 研修相談センター
午後3時30分	油木保育所	いすみ保育所	芳谷 伸一氏

※時間は午前10時から午
前11時までです。
※開放日は広報カレン
ダーに記載されています。

福祉課
☎89-3335

保育所の 園庭開放について

保育所の園庭で遊びません
か?保育所の園庭を町に一回
開放します。
子供や大人が気軽に遊ん
だり、も離したつもつも。
通り名や地名など、お題で自由に遊んでください。
※雨天の時は中止します。

平成十八年度事業では、
町内一〇八集落、三個別
協定で事業に取り組んで
いただきました。その結果、
協定農用地面積は一、
〇五五・一七ヘクタール、交付金額は
一億一・七九七万円となり
ました。

また、本年度から新たに
事業実施を希望される集落
は、六月二十九日(金)ま
でに関係書類を作成し、本
府産業課または支所産業課
へ提出して下さい。

産業課
☎89-3337

平成十八年度中山 間地域等直接支払 制度事業取り組み 状況について

特定計量器(はかり)
の定期検査の
お知らせ

ます。

▼七月四日(月)

九時~十六時

神石高原町役場油木支所

▼七月四日(水)

九時~十四時

神石山村開発センター

十五時~十六時

たんわ総合センター

▼七月五日(木)

九時~十一時

三和公民館

問い合わせ先

社團法人広島県計量協会
☎0811-355-1738
 fax 0811-355-1738

企画課
☎89-3332